

事業者の収入及び収益納付方法（案）

1. 本事業に係る費用について

サービス購入料の対象となる施設整備費、開業準備費、運営費、及び維持管理費は、次に掲げる内訳から構成される。

項目	内訳	構成される費用の内容
施設整備費相当	施設整備費	設計・建設業務に要する費用
開業準備費相当	開業準備費	開業準備業務に要する費用
維持管理・運営費相当	センターの運営費、維持管理費、修繕・更新費、光熱水費	センターの運營業務費、維持管理業務費、修繕・更新費、光熱水費（自主提案事業を除く）
	森公園の運営費、維持管理費（特定公園施設の維持管理費を含む）、光熱水費	森公園の運營業務費、維持管理業務費、光熱水費（公募対象公園施設、自主提案施設を除く）
	その他費用	法人の利益及び利益に対してかかる税金、維持管理・運営に係る費用のうち上記に含まれない費用

2. 事業者の収入等

2.1. 収入の取り扱いについて

事業者は、本事業のサービス購入料の他、本事業から得られる利用料金等を収入とすることができる。

2.2. 主催事業収入の取り扱い

事業者は、県が要求水準書で規定する主催事業実施業務において、要求水準書で求める事業で使用する時間帯・諸室等以外を利用して、本事業の目的に沿って、施設の利用促進や利用者へのサービス向上に繋がる事業を企画提案し、あらかじめ県の承認を得た上で実施することができる。

主催事業に要する経費は、要求水準書（案）の定めに従い事業者が一部又は全部負担し、事業により得た収入は事業者に帰属する。主催事業の実施この場合、当該施設の利用に係る利用料金を事業者自らに支払うものとして計上すること。

2.3. 自主提案事業収入の取り扱い

事業者は、県が要求水準書で条件を定める自主提案事業において、事業者が提案によって自主提案施設を設ける場合は、県に対し行政財産の貸付料を県に支払うものとし、当該事業による収入は事業者に帰属する。

自主イベントを実施する場合、会場によって県に対し行政財産の貸付料又は公園使用料を支払う者とし、当該事業による収入は事業者に帰属する。

2.4. 公募対象公園施設収入の取り扱い

公募対象公園施設等の運営は、事業者の自らの責任と費用負担において行うこと。公募対象公園施設等設置運營業務の収入は、事業者に帰属する。

3. 収益納付について

事業者は本事業における利用料収入（自主提案事業収入、公募対象公園施設収入を含む）のうち、本事業における入札時点における収益予想以上の収益の内から提案により、県に対し収益納付を行うことができる。なお、収益納付の考え方は以下のとおりである。

